

参 考 資 料

本資料は、「中間取りまとめ」の理解に資する目的で、事務局において作成したものである。

支援のための連携に関する検討会 構成員

座 長	長 井 進	常磐大学大学院被害者学研究科教授
	奥 村 正 雄	同志社大学大学院司法研究科教授
	小 西 聖 子	武蔵野大学人間関係学部教授
	高 井 康 行	弁護士
	本 村 洋	全国犯罪被害者の会幹事
	山 上 皓	国際医療福祉大学特任教授
	荒 木 二 郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
	小田部 耕 治	警察庁給与厚生課犯罪被害者対策室長
	(廣 田 耕 一 (第5回まで))	
	生 嶋 文 昭	総務省自治行政局自治政策課長
	(下河内 司 (第3回まで))	
	井 上 宏	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	木 岡 保 雅	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
	(坪 田 眞 明 (第4回まで))	
	北 村 彰	厚生労働省参事官
		(社会保障担当参事官室長併任)
	(清 水 美智夫 (第5回まで))	
	依 田 晶 男	国土交通省住宅局住宅政策課長

支援のための連携に関する検討会の開催状況

第1回（合同会議 平成18年4月12日（水）14時～16時）

議題：基本計画の策定等について、犯罪被害者等施策推進会議決定等について、
今後のスケジュールについて 等

第2回（平成18年6月2日（金）15時～17時）

議題：論点整理等、今後のスケジュールについて 等

第3回（合同会議 平成18年6月30日（金）15時～19時）

議題：海外の実情に関する有識者からのヒアリング、海外調査について 等
（ヒアリングした国及び説明者）

- ・ イギリス：奥村正雄 同志社大学大学院司法研究科教授
- ・ アメリカ：富田信穂 常磐大学大学院被害者学研究科教授
- ・ ドイツ：安部哲夫 獨協大学法学部教授
- ・ フランス：小木曾綾 中央大学法科大学院教授

第4回（平成18年7月24日（月）13時～15時）

議題：行政からのヒアリング（現行の取組について）、海外調査の実施について 等
（ヒアリング事項及び説明者）

- ・ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて
：廣田耕一 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室長
- ・ 日本司法支援センターを核とした総合法律支援構想について
：井上 宏 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
- ・ 学校及び教育委員会等を核としたネットワークについて
：坪田眞明 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
- ・ 児童虐待・DVに関する各ネットワークについて
：川鍋慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室長補佐
薬師寺順子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室女性保護専門官

第5回（平成18年8月7日（月）13時～15時）

議題：有識者からのヒアリング（連携を強化する「仕組み」について）、「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」（連携調査）の実施について、今後の検討の進め方について 等

（ヒアリング事項及び説明者）

- ・ 杉並区の取組状況について
：和田義広 杉並区区民生活部参事
- ・ 連携を強化するための支援者の養成について
：照山美知子 （社）いばらき被害者支援センター事務局長
- ・ コーディネーター・専門的チームについて
：川崎政宏 NPO 法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 理事長
- ・ アドヴォカシー制度について
：井上摩耶子 ウィメンズカウンセリング京都代表

第6回（平成18年11月2日（木）15時～18時）

「民間団体への援助に関する検討会」との合同会議

議題：海外調査の結果について、連携調査の結果について（中間とりまとめ）、連携の現状と問題点について、民間団体の現状と問題点について 等

第7回（平成18年12月11日（月）13時～15時）

議題：連携調査について（結果報告）、更なるネットワークの構築（既存のネットワークの拡充、連携強化方策）について 等

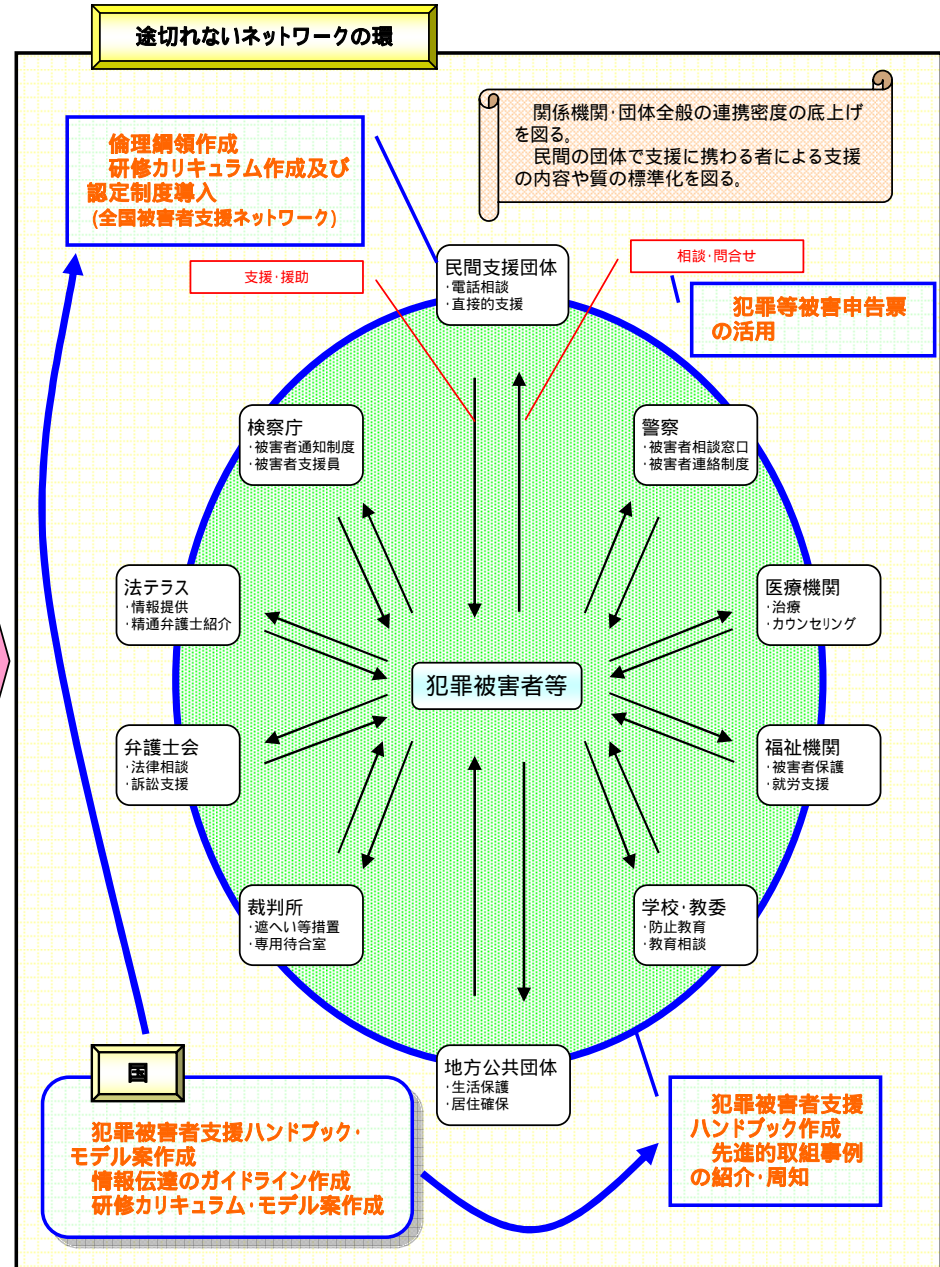
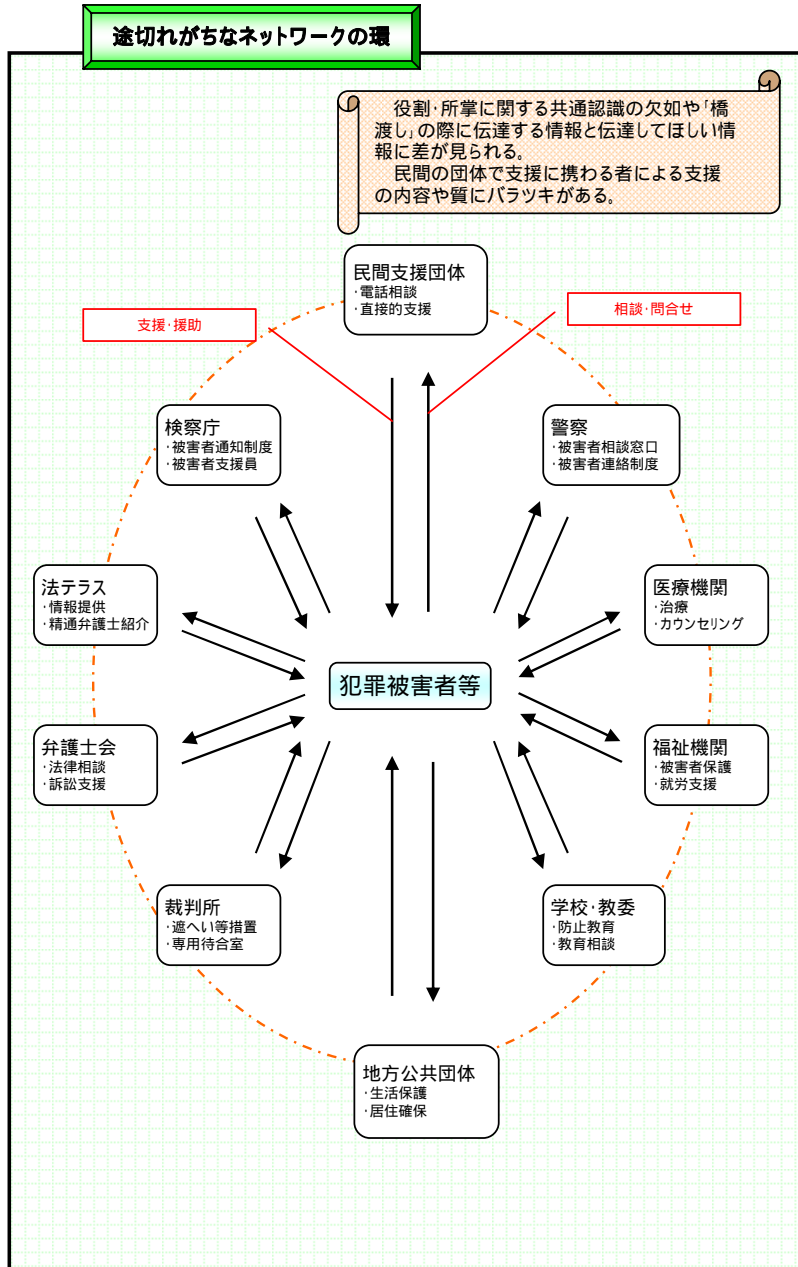
第8回（平成19年2月2日（金）10時30分～12時00分）

議題：更なるネットワークの構築（既存のネットワークの拡充、連携強化方策）について、支援者・コーディネーター等の育成等について 等

第9回（平成19年3月26日（月）15時～17時）

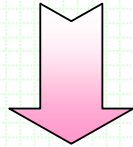
議題：ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化等について、支援のための連携に関する検討会中間報告（案）について 等

途切れない支援体制のスキーム(イメージ)

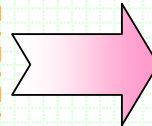


関係機関・団体による「橋渡し」に際しての問題点

連携調査によれば、
犯罪被害者等からの要望として、「関係機関・団体に支援を求めるたびに、被害の説明を何度もしたくない。」がある。
犯罪被害者等の紹介に際して、紹介元機関・団体から提供される犯罪被害者等に関する情報と、今後提供を望む犯罪被害者等に関する情報に差が見られた。
ことが明らかになった。



紹介元機関・団体から「橋渡し」を受けた紹介先機関・団体が、犯罪被害者等に対してなるべくストレスを感じさせることなく、紹介元機関・団体における支援に引き続き、スムーズな支援を開始できるようにするためには、「橋渡し」に際して、紹介元機関・団体と紹介先機関・団体において、支援に必要な犯罪被害者等に関する情報を共有する必要がある。



様式モデル案のイメージ

詳細は「資料4-2」を参照のこと。
具体的内容は今後検討。

A4用紙1枚

盛り込む情報の内容

- ・ 紹介元機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ・ 紹介先機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ・ 犯罪被害者等の申告内容
(犯罪等被害の概要、要望等)
- ・ 紹介元機関・団体における支援内容

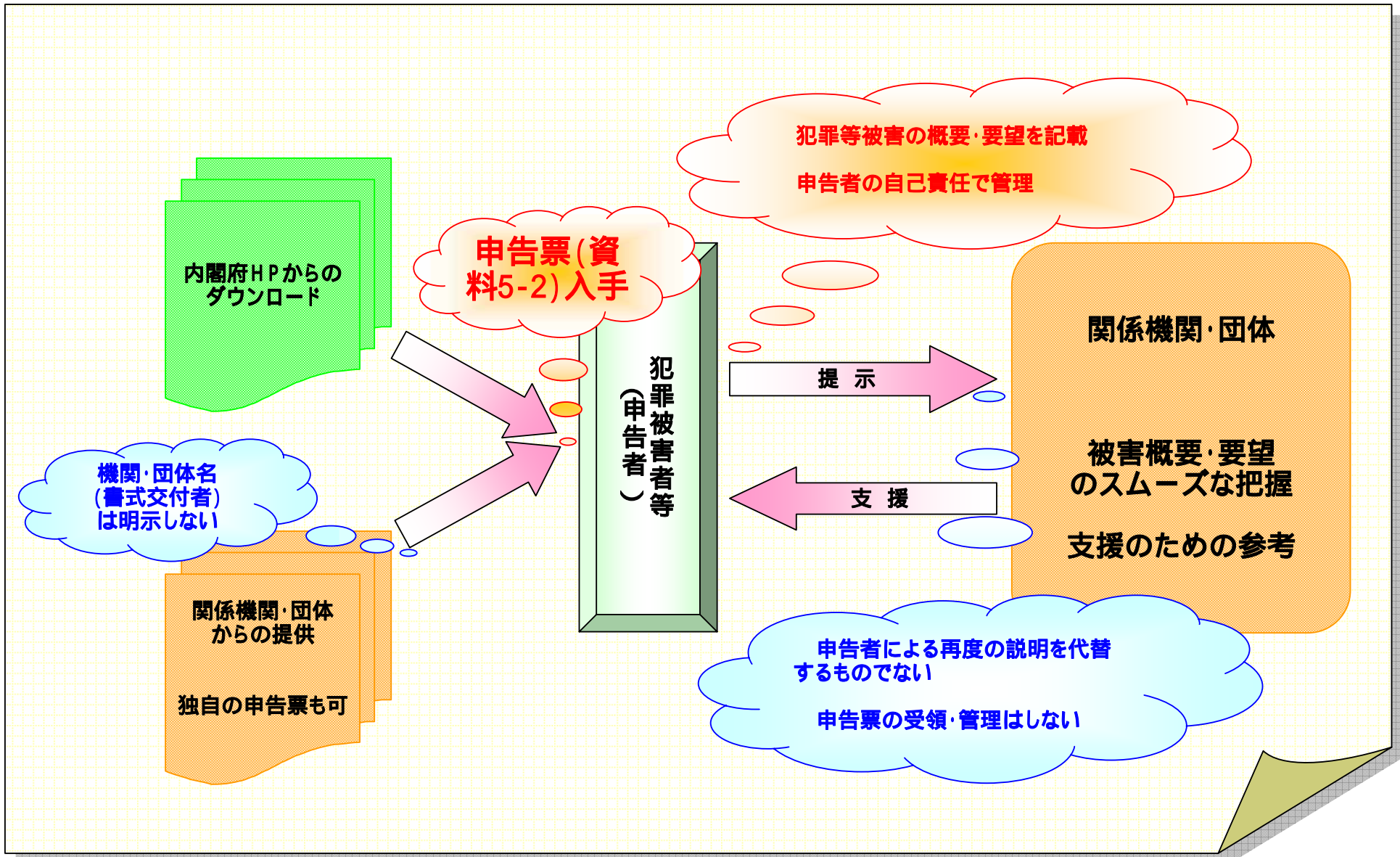
地域の実情、被害の原因となった犯罪の種類、被害の深刻さの程度など、犯罪被害者等の置かれた状況に配慮し、個別の事案に即して対応する。

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る 様式モデル案（イメージ）

受理年月日	平成 年 月 日
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	
氏名等	(氏名) (生年月日) 被害当事者 遺族
犯罪等被害 の概要	犯罪被害者等からの申告を基に記載
犯罪被害者等 の要望	犯罪被害者等からの申告を基に記載
自機関・団体の 支援の内容	
紹介先担当部署 " 連絡先	
備考・所見	

状況に応じて伝達することが望ましい事項に係る情報の提供については、紹介元機関・団体において、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断する。

「犯罪等被害申告票（仮称）」の活用



「犯罪等被害申告票（仮称）」の書式（案）（イメージ）

被害概要	被害発生日	1月以内	半年以内	1年以内	その他(
	罪名等	傷害 その他(殺人	性犯罪)	交通事故
	続柄	被害当事者	被害家族	遺族	その他(
	被害現場	自宅	職場	学校	その他(
	後遺障害	有(要介護) その他(有(介護不要))	無	
	特記事項				

要望	生活相談	住居相談	医療相談	介護相談
	就職相談	法律相談	弁護士紹介	その他 〔 〕
	カウンセリング	マスコミ対応	付添い支援	
	(特記事項)			